

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）会議録（第1号）

平成26年6月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 議案第27号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 議案第27号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 真 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	佐 野 芳 彦
15番	中 井 政 喜	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 岡 田 俊 彦 書 記 北 陽 一 郎

書 記 首 藤 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 井 手 俊 郎
教 育 次 長 宗 野 祐 幸
監 査 委 員 水 野 賢 司

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 堀 恭 一
経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広
財 政 課 長 森 川 勝

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、風清らかな初夏の季節となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、補正予算、条例改正等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

吹く風にも初夏の爽やかさを感じるような季節になってまいりましたが、一方気温30度を超す猛暑日が報道されるようになりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御

協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件4件、諮問案件1件、予算、条例案件3件、合わせて8件の議案につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前9時58分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、井川芳昭議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの14日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(橋本恭子) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等8件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、平成26年第2回臨時会において議決されその取り扱いを議長に一任されておりました、持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、三輪元昭税務課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(橋本恭子) 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から3月27日、4月4日、4月11日、4月16日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

### 日程第5 報告第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(橋本恭子) 日程第5、報告第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。町長。

○町長(北川嘉明) 報告第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成25年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長(橋本恭子) 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(橋本恭子) 日程第6、報告第2号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。町長。

○町長(北川嘉明) 報告第2号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましても、前の報告第1号と同様、平成25年度下水道事業特別会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算

書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。
以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第3号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（橋本恭子） 日程第7、報告第3号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 報告第3号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成25年度水道事業会計の建設改良費における福地地内外老朽管更新工事実施設計業務委託事業で、老朽管更新管路が網干総合車両所敷地を2カ所横断することから、JR西日本株式会社との協議に不測の日数を要したため事業費1,200万円を、また吉福浄水場送水ポンプ電動式仕切弁更新事業で平成26年3月に故障、停止した送水ポンプNo.4の仕切り弁製作に4カ月程度の日数がかかることから、事業費320万円を平成26年度に繰り越すものであります。

以上2事業につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に使用するため予算を繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この福地の更新工事ということで……。

○議長（橋本恭子） もう少しマイクに。

○井川芳昭議員 福地地内の老朽管工事ということで聞いておりますが、協議に不測の時間がかかったというようなことで先ほど来も言われましたが、内容はこういったことで時間がかかった。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今現在ボックスカルバート内に管を布設しております。太子町としましては、ボックスカルバート内は排水施設であり、流化を阻害する要因になるので、できるだけ布設を避けたいという申し出をしたんですけれども、JR側としましては、アンカー固定により現在の強度を下回ることがないようにということで、話の行き違いがありまして合意に至っておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 いまだ合意に至っていないということですか、それについては。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今なお協議中でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。  
以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第8、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（橋本恭子） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしています山本明乗氏が平成26年9月30日付をもって辞職されます。その後任者として大西正美氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものであります。

なお、大西氏の経歴は参考資料のとおりであります。豊かな御経験で、高い人格と識見を備え、広く社会の実情に通じておられ、本町の人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただけるものと確信しております。よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この方については、何か申し続けることはございませんが、前任者の方はお寺の住職さんだと私は推測をしておりますが。

人権擁護委員の方は大体お寺の御縁さんで、そういった方がおられるんですが、この方も警察官上がりで今は警備会社勤務となっておりますが、この推薦の経緯、どういったことでこの方だと、広坂のほうから推薦という形で町がされたのか、これの説明だけお願いできますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 山本明乗さんの退任に伴いまして、連合自治会のほうともいろいろと協議しながら迅速に行っていたわけでございます。その中で、連合自治会のほうから大西さんが非常に適任であると御推挙いただきまして、今回推薦になったわけでございます。

経歴等につきましても、交通安全パトロールとか、いろんな形で地域社会に密着した活動をこれまでとられてきておりますので、そうした上で、適任者ということで御推薦さしてもらったというわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦  
することに決定しました。

お諮りします。

本日、日程第10、議案第27号から日程第  
12、議案第29号までは、本日は提案説明のみ  
にとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと  
思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第10 議案第27号 平成26年
度兵庫県太子町一般会計補
正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第27号
平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算
（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第27号平成26年度
兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）に
ついて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、消防用設備等の点検要
領の一部改正による消火器の購入等経費の追
加、県の第3次行革プランに基づく老人医療
費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業の
制度改正に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入
歳出それぞれ251万6,000円を減額し、歳入歳
出予算の総額を120億9,387万円とするもの
であります。

歳入予算につきましては、県支出金及び繰
入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、民生費の
減額、教育費の追加であります。

詳細につきましては総務部長より御説明い
たしますので、慎重なる御審議を賜り、原案
のとおり御議決いただきますようお願い申し
上げ、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ただいま上程され

ました議案第27号平成26年度兵庫県太子町一
般会計補正予算（第2号）について詳細を説
明申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

今回の補正につきましては、まず最初に各
目に全体を通じまして、節11需用費、消耗品
費に消火器購入費、節12役務費、手数料に消
火器廃棄手数料を追加しております。

これは消防庁告示、消防用設備等の点検要
領の一部改正に伴い、消火器の耐圧性能に関
する点検については、「製造年から10年を経
過したものは、経過措置により平成26年3月
31日までの間は抜取り方式により実施するこ
とができる」とされておりましたが、本年4
月1日より抜き取り方式にかえて耐圧性能点
検が義務づけられました。

そこで、耐圧性能点検と消火器の新規購入
を比較した結果、新規に購入するほうが費用
面、安全面からも有効であると判断し、製造
年から10年を経過したものの全てについて交換
し、旧消火器については廃棄するものでござ
います。

なお、消火器関連の目ごとの補正額につ
きましては、まず最初につくも荘管理費6本で
3万2,000円、小学校費、学校管理費66本で
34万4,000円、10ページ中学校費、学校管理
費67本で34万8,000円、幼稚園管理費28本で
14万6,000円、公民館費22本で11万7,000円、
青少年教育費4本で2万2,000円、歴史資料
館費7本で3万8,000円。次の12ページ体育
館費14本で7万4,000円、総合公園管理費9
本で4万7,000円の追加でございます。総合
計は、消火器単価4,320円、廃棄手数料単価
864円で算定し、223本で116万8,000円を予算
計上しております。

8ページにお戻りください。

平成26年3月定例会において、既に議決い
ただいております議案第10号太子町福祉医療
費助成条例の一部を改正する条例の制定につ
いてで御説明させていただいておりますが、
県の第3次行革の内容については、本町の当

初予算の編成時期との関係上、所要額が計上できておりませんでしたので、補正させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人医療費の9万円の減額につきましては、国における高齢者の自己負担割合の見直しにより、70歳から74歳の自己負担割合が1割から2割に変更されたことに伴い、65歳から69歳の老人医療費の自己負担割合についても2割負担とさせていただくことにより、扶助費が減額されております。

項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費533万5,000円の減額につきましては、所得制限の見直しにより、所得制限基準を超える受給者等約400名分に係る扶助費及び役務費の審査支払手数料、事務処理費を減額するものでございます。

目6乳幼児等医療費174万1,000円の追加につきましては、先ほど申し上げました目4母子家庭等医療費の所得制限の見直しにより、所得基準を超える受給者等のうち、0歳から小学3年生までの子供約85名は、所得制限が緩やかな乳幼児等医療費の助成対象に移行し、小学校4年生から中学3年生までの子供約124名は、子ども医療費の助成対象に移行するため、扶助費及び役務費の審査支払手数料、事務処理費を追加するものでございます。なお、これらの制度改正は本年7月1日からでございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、歳出で申し上げました医療制度の改正に伴う県補助金の増減により136万1,000円を減額しております。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整により115万5,000円を減額しております。

以上で平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明は終わりました。

~~~~~

### 日程第11 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律、同法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、地方税法の処分理由付記、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするための税率の引き下げと、引き下げ相当分の地方法人税の創設、平成27年度以降に取得される軽自動車税等の税率引き上げ、また新規取得から14年を経過した翌年度以降の軽自動車税の重課導入、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果により改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置の創設でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平

成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、このたび町税条例等を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

まず最初に、第6条の2第1項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは国税において全ての処分について原則として理由附記を行うことを受けて、地方税に関する処分についても、理由を示すこととされたことに伴い、太子町行政手続条例第2章第8号理由の提示及び第3章第14条不利益処分の理由の提示の規定について適用除外から除くものでございます。

この条例の施行期日は平成27年1月1日といたしております。

次に、第23条第2項、第3項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは町民税の納税義務者等についての改正でございます。

国際課税原則の見直しとして、法人税法において外国法人が日本に有する恒久的施設に帰属される所得が、従来の国内事業所得にかえて国内源泉所得の一つとして定義づけされたことに伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日といたしております。

次に、第33条第5項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは所得割の課税標準についての改正でございます。号ずれの措置に伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成28年1月1日といたしております。

次に、第34条の4の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは法人税割の税率についての改正でございます。

地方法人課税の偏在是正として地域間の財力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原

資になる県民税分マイナス1.8%、町民税分マイナス2.6%の計マイナス4.4%分の税率引き下げ相当分について、法人税額を課税標準とする税率4.4%の地方法人税が創設され、法人税割の税率を100分の12.3を100分の9.7に改めるものでございます。

この条例の施行期日は平成26年10月1日といたしております。

次に、第48条第2項、第5項、第52条第1項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは法人の町民税の申告納付、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての改正でございます。

国際課税原則の見直しとして、外国法人が日本に有する恒久的施設、外国法人の事業所得課税関係の基準となる国際税務上の概念に係る外国税額控除制度が創設されることに伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日といたしております。

次に、第57条、第59条につきまして御説明申し上げます。

これは固定資産税の非課税措置の対象となる資産の追加により、号ずれの措置に伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は27年4月1日といたしております。

次に、第82条につきまして御説明申し上げます。

これは軽自動車税の税率引き上げによる改正でございます。

平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げられます。また、原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税については、平成27年度から標準税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の標準税率を2,000円に引き上げられます。

この条例の施行期日は平成27年4月1日といたしております。

次に、附則第4条の2につきまして御説明

申し上げます。

これは公益法人等に係る町民税の課税の特例についての改正でございます。

公益法人等に対して、財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の町民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に一定の要件を満たした法人が追加されたこと等に伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成27年1月1日といたしております。

次に、附則第6条、第6条の2、第6条の3の削除につきまして御説明申し上げます。

これは居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、地方税法等との重複を避けるために削除することとされております。

この条例の施行期日は平成26年4月1日といたしております。

次に、附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、条ずれの措置に伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成29年1月1日といたしております。

次に、附則第8条第1項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例延長に伴う改正でございます。

家畜取引法に規定する家畜市場や、農林水産大臣から指定または認定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却した場合、売却証明書が発行され、その証明書を確定申告に使用することにより、1頭当たり100万円、交雑種80万円、乳用種50万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで町民税が免除される特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

この条例の施行期日は平成26年4月1日と

いたしております。

次に、附則第10条の2の改正事項につきまして御説明申し上げます。

公害の危害防止のために設置された施設または設備について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）を導入した上、適用期間を2年間延長するものでございます。

この条例の施行期日は平成26年4月1日といたしております。

次に、附則第10条の3の改正事項につきまして御説明申し上げます。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正でございます。

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2年間2分の1、ただし改修工事費の2.5%を限度とする）の創設に伴う項の追加でございます。

この条例の施行期日は平成26年4月1日といたしております。

次に、附則第16条の改正事項につきまして御説明申し上げます。

軽自動車税の税率の特例についての改正でございますが、グリーン化を進める観点から、車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の四輪車等について、軽自動車税の重課、標準税率のおおむね20%が導入されます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日といたしております。

次に、附則第17条の2第1項、第2項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正でございます。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる特定の民間再開発事業の

施行区域の範囲の見直し、都市再生特別措置法の認定区域整備事業計画の区域が追加等の措置が講じられた上、その適用期限が平成28年3月31日まで3年間延長することに伴う規定の整備となっております。

この条例の施行期日は平成26年4月1日といたしております。

次に、附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

一般株式等、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の見直しについての改正でございます。

公社債等を特定公社債等（国債、地方債など）と、一般公社債等（特定以外）の2種類に分類し、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡等と非上場株式等に係る譲渡等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等上場株式等と一般公社債等は、非上場株式等とはそれぞれ相互通算が可能となっております。

この条例の施行期日は平成29年1月1日といたしております。

次に、附則第19条の3第2項の改正事項につきまして御説明申し上げます。

非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例改正事項につきまして御説明申し上げます。

NISA口座の利便性の向上に鑑み、NISA口座の開設金融機関を1年単位で変更できること、NISA口座を廃止した場合であったとしても、翌年以降には再度NISA口座を開設することができるものとする措置が講じられたことに伴う整備でございます。

この条例の施行期日は平成27年1月1日といたしております。

次に、附則第21条、第21条の2の改正事項につきまして御説明申し上げます。

特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正事項につきまして御説明申し

上げます。

平成20年度税制改正において、公益法人制度改革により特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設（幼稚園、図書館、博物館等）で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて平成25年度分まで固定資産税の非課税措置を継続する措置が廃止されることに伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日といたしております。

次に、附則第23条、第23条の2、第24条、第25条の改正事項につきまして御説明申し上げます。

東日本大震災に係る特例についての改正でございます。

東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例に規定しないこととされたことにより、附則第23条、第23条の2、第24条を削除し整理したものでございます。

この条例の施行期日は平成27年1月1日といたしております。

第2条の平成25年条例第19条太子町税条例の一部を改正する条例の改正につきましては、この条例が平成28年1月1日から施行ですので、第1条の改正により条項ずれが生じたので、その整理をしたものでございます。

改正附則第4条、第5条、第6条の改正事項につきまして御説明申し上げます。

軽自動車税に関する経過措置に係る特例についての改正でございます。

改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上で太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第29号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第29号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、太子町固定資産税の不均一課税に

関する条例の根拠法令である近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の適用期限の終了に伴い、不均一課税による減収額に対して地方交付税の基準財政収入額から相当額を控除できる減収補填特例措置が講じられなくなったことに伴い、本条例の実効性が失われたので廃止するものでございます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時41分）